

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(招集) 第15条 [略]</p>	<p>(招集) 第15条 [略] <u>(開催方法の特例)</u> 第15条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延の防止その他やむを得ない事由により、委員が委員会の参集場所へ参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を利用して委員会を開催することができる。</u> 。 2 <u>前項の場合において、オンラインにより委員会に参加することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 。 3 <u>前項の許可を得て、委員が委員会に参加した場合における次条、第17条第1項及び第31条の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u> 。 4 <u>オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)

2 議会の議員の給与等に関する条例(昭和31年宮崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数を乗じて得た額を支給する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて議会の会議、委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定に基づいて設けられた協議若しくは調整を行うための場に出席したときの議会の議員の費用弁償については、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める支給額に出席日数<u>(宮崎県議会委員会条例(昭和31年宮崎県条例第47号)第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされる場合の日数を除く。)</u>を乗じて得た額を支給する。</p>